

ID: 13

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 第7条第1項(第11条において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成5年条例第1号		
<b>【基準】</b>			
第7条の規定による。 (認可地縁団体印鑑登録証明書)			
第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、町長に対し認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、町長が定める書面に登録された認可地縁団体印鑑を押印し、自ら申請しなければならない。			
2 町長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査し、認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。			
3 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて町長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。			
(1) 認可地縁団体の名称			
(2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(3) 登録資格			
(4) 代表者等の氏名			
(5) 代表者等の生年月日			
4 町長が認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。			
5 町長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日